

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要綱新旧対照表

新	旧
<p>4 運営等</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。</p> <p>ア ワーキンググループの構成員は、検討会の構成員等の中から座長が指名する。</p> <p>イ ワーキンググループに主査を置く。</p> <p>主査は、座長が構成員の中から指名する。</p> <p>(6) ワーキンググループの検討結果は、検討会に報告する。</p> <p>(7) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。</p> <p>(8) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。</p> <p>(9) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。</p> <p>(10) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。</p> <p>(11) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。</p> <p style="text-align: center;">〇〇調査の改善に関するワーキンググループについて</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働統計の整備に関する検討会</p> <p style="text-align: center;">座長決定</p> <p>〇〇調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に〇〇調査の改善に関するワーキンググループを置く。</p> <p>1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。</p>	<p>4 運営等</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。</p> <p>(6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。</p> <p>(7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。</p> <p>(8) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。</p> <p>(9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。</p>

(構成員氏名及び所属)

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは平成××年××月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。